

---

第 8 次  
青 森 県 保 健 医 療 計 画

(計画期間 令和 6 年度～令和 11 年度)

青 森 県

---

---

---

---

## ごあいさつ

「青森県保健医療計画」は、医療法に基づく計画であり、保健医療サービスの提供単位である保健医療圏や病床の適正配置を促す基準病床数のほか、医療連携体制の構築や保健医療従事者の確保について定めるとともに、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保等を図るための基本計画です。

青森県では、昭和62年12月に「青森県保健医療計画」を策定し、以来、保健医療を取り巻く環境など、社会情勢の変化を踏まえながら、数次にわたる見直しを行ってきました。

今般の「第8次青森県保健医療計画」では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、「新興感染症発生・まん延時における医療対策」を追加し、主な医療連携体制の構築を5疾病・6事業及び在宅医療とするとともに、ロジックモデルを活用することで政策循環の仕組みを強化し、良質かつ適切な医療の構築を進めることとしています。

計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました青森県医療審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

この計画が、県民一人ひとりの健康寿命の延伸に寄与することを切に願うとともに、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられる社会を実現するため、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和6年3月

青森県知事 宮下 宗一郎

---

---

# 目 次

用語の解説	2
<b>第1編 総論</b>	<b>3</b>
<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>4</b>
1 計画作成の趣旨	4
2 第7次青森県保健医療計画からの変更内容の要点	4
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の基本理念	5
6 計画の推進	6
7 計画の構成	8
8 第7次青森県保健医療計画の中間見直し	8
9 第7次青森県保健医療計画の評価	8
<b>第2章 地域医療構想</b>	<b>13</b>
<b>第3章 外来医療計画</b>	<b>14</b>
<b>第4章 本県の医療の概況</b>	<b>33</b>
1 人口等の概況	33
2 保健医療体制の概況	42
3 患者の受療状況	45
4 県民の意識	56
<b>第5章 保健医療圏の設定と基準病床数</b>	<b>58</b>
1 保健医療圏の設定	58
2 基準病床数	65
<b>第2編 各論</b>	<b>67</b>
<b>第1章 医療連携体制の構築</b>	<b>68</b>
第1節 がん対策	68
第2節 脳卒中对策	78
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	92
第4節 糖尿病対策	106
第5節 精神疾患対策	116
第6節 救急医療対策	139
第7節 災害医療対策	154
第8節 新興感染症発生・まん延時における医療対策	166
第9節 へき地医療対策	178
第10節 周産期医療対策	190
第11節 小児医療対策(小児救急医療を含む)	204
第12節 在宅医療対策	218

---

---

第13節	歯科対策	234
1	歯科口腔保健対策	234
2	歯科医療体制	237
第14節	その他の保健医療対策	242
1	感染症対策	242
2	結核対策	244
3	エイズ・性感染症対策	246
4	肝炎対策	248
5	難病対策	250
6	アレルギー疾患対策	253
7	高齢化に伴い今後増加が見込まれる疾患等対策	255
8	臓器移植及び造血幹細胞移植	257
9	血液確保対策	259
10	慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策	261
11	慢性腎臓病（CKD）対策	263
第15節	多様な役割分担・連携の推進	267
<b>第2章</b>	<b>人材の養成確保と資質の向上</b>	<b>270</b>
第1節	医師確保計画	270
第2節	医師以外の保健医療従事者	286
1	歯科医師	286
2	薬剤師	290
3	看護師・准看護師、助産師、保健師	293
4	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	307
5	管理栄養士、栄養士	311
6	介護サービス従事者	313
7	その他の保健医療従事者	315
<b>第3章</b>	<b>医療安全や健康危機管理体制等の充実</b>	<b>318</b>
第1節	医療安全対策	318
1	医療安全に向けた取組の推進	318
2	院内感染防止に向けた取組の推進	322
第2節	健康危機管理体制の構築	327
1	健康危機管理対策	327
2	医薬品等の安全確保対策	329
3	薬物乱用防止対策	330
4	原子力災害医療	332
第3節	情報提供・共有の推進及び情報通信技術の活用	335
1	県民に対する医療情報等の提供	335
2	関係機関における情報共有	336

---

---

3	情報通信技術の活用.....	337
<b>第4章</b>	<b>保健・医療の総合的な取組.....</b>	<b>338</b>
第1節	健康づくり運動の推進.....	338
第2節	母子保健の推進.....	346
第3節	高齢者保健対策.....	348
第4節	障がい保健福祉対策.....	350
1	障がい保健福祉対策.....	350
2	医療的ケア児への取組.....	352
第5節	保健・医療・介護・福祉拠点機能の充実・強化.....	355
1	保健所の機能の充実・強化.....	355
2	精神保健福祉センターの機能の充実・強化.....	357
3	市町村における機能の充実・強化.....	358

※ 計画に記載している県の組織等の名称については、計画策定時点（令和6年3月）のものとなります。



## 1 用語の解説

用語	説明
医療計画	医療法 30 条の 4 の規定に基づき、都道府県が定める、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画） 本県では、「青森県保健医療計画」として昭和 62 年 12 月に策定
基本方針	医療法 30 条の 3 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための基本的な方針」
地域医療構想	医療法 30 条の 4 2 項 7 号の規定に基づき、医療計画に定めることとされている「構想区域における機能ごとの将来の病床数の必要量のほか、病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項を含む将来の医療提供体制に関する構想」（地域医療構想）
病床の機能の分化及び連携	地域構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量の達成に向けた病床の機能転換や医療機関の連携等のこと（医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることが前提） 病床の区分 高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能
5 疾病	医療法 30 条の 4 2 項 2 号の規定に基づき、医療計画に医療連携体制を定めることとされている 5 つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
6 事業	医療法 30 条の 4 2 項 2 号の規定に基づき、医療計画に医療連携体制を定めることとされている 6 つの事業（救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））
在宅医療	医療法 30 条の 4 2 項 2 号の規定に基づき、医療計画に医療連携体制を定めることとされている在宅医療（居宅等における医療）
医療提供体制	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（医療法 30 条の 3）
医療連携体制	医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）の頭文字をとったもの。綿密に計画を立て、計画に沿って（軌道修正しながら）実践し、結果を評価し、改善し、この四段階を順次行い、最後の Action を次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な業務改善をしていくもの
平均寿命	0 歳における平均余命
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
SCR(Standardized Claim data Ratio)	全国の性・年齢階級別レセプト出現率を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待されるレセプト件数と実際のレセプト件数とを比較したもの（年齢構成の異なる地域間の比較に用いられ、SCR が 100 以上の場合は全国平均より当該項目の件数が多いとされます）